

令和8年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	3
一般議案	2
補正予算議案	1
合計	7

令和8年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政・変革局
2	北九州市印鑑条例の一部改正について	総務市民局
3	北九州市市税条例の一部改正について	財政・変革局
4	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
5	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約の一部変更について	技術監理局
6	市道路線の認定、変更及び廃止について	都市整備局
7	令和8年度北九州市一般会計補正予算について	財政・変革局

No 1	<p>北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について</p> <p style="text-align: right;">（財政・変革局税務部税制課）</p>
<p>北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 総所得金額の算定から除外となる特定配当等の対象から、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が100分の3以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等を除く。</p> <p>(2) 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除額の算定において適用される人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する。</p> <p>(3) 住宅借入金特別税額控除について、市民税住宅借入金等特別税額控除申告による方法を廃止する。</p> <p>2 固定資産税及び都市計画税</p> <p>特別特定建築物に該当する家屋のうち、利便性等向上改修工事を行い、建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされたものについて、固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関し必要な事項を定める。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>軽自動車税の環境性能割を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>	

(続き)

4 施行期日

令和8年4月1日

No 2	北九州市印鑑条例の一部改正について <p style="text-align: right;">（総務市民局市民部区政推進課）</p>
<p>出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード等により印鑑登録証明書の交付を申請できるようにするため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付の申請方法として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加する。 2 施行期日 令和8年6月14日	

<p>No 3</p>	<p>北九州市市税条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)</p>
<p>地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における寄附金税額控除の特例控除額の定額上限を設ける等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 寄附金税額控除の特例控除額の控除上限額を所得割額の2割と154万4,000円とのいずれか低い金額とする。</p> <p>(2) 所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、個人住民税において把握が必要なものについて、扶養親族等申告書の提出義務を定める。</p> <p>(3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限を撤廃し、対象となる一般用医薬品と同じ成分を有効成分として含有する薬局製造販売医薬品を対象に加える。</p> <p>(4) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度まで延長する。</p> <p>(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和11年度まで延長する。</p> <p>(6) (5)の規定による個人住民税の課税の特例の適用について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例を適用しない。</p> <p>(7) 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した所得割の納税義務者について、基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合に、払出しがあった日に遡及して特別徴収を行う。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

2 固定資産税

- (1) 家屋に係る免税点を30万円に、償却資産に係る免税点を180万円にする。
- (2) 特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものに係る固定資産税の減額について、適用する特例割合を3分の1とする。
- (3) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される一定の施設等の課税免除の適用期限を令和10年3月31日まで延長する。
- (4) 地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等及び特定業務児童福祉施設の課税免除の適用期限を令和13年3月31日まで延長する。

3 都市計画税

特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものに係る都市計画税の減額について、本市において適用する特例割合を3分の1とする。

4 施行期日

- 1 (5)、2 (2) から (4) まで及び3は、公布の日
- 1 (1) から (4) まで及び(7)は、令和9年1月1日
- 2 (1)は、令和9年4月1日
- 1 (6)は、令和10年1月1日

No
4

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務企画部企画調整課)

北九州市立あいおい中学校を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 中学校の新設

名称	北九州市立あいおい中学校
位置	北九州市八幡西区相生町20番1号

2 視聴覚センターの移転

名称	北九州市立視聴覚センター
位置	北九州市小倉北区城内4番1号

3 施行期日

1 は、令和9年4月1日

2 は、規則で定める日

<p>No 5</p>	<p>若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更 について （技術監理局契約部契約課）</p>
<p>若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 5億2,494万2,000円（消費税込み）</p> <p>2 変更契約金額 5億5,685万1,900円（消費税込み）</p>	

No
6

市道路線の認定、変更及び廃止について

(都市整備局道路部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	27路線	5,339m	54,739㎡
変更	3路線	△165m	10㎡
廃止	△1路線	△86m	△86㎡

No.	件名	要 旨	
令和8年度 予算規模	区分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	16億2,231万円	6,493億 631万円
	特別会計	0万円	4,352億2,610万円
	企業会計	0万円	3,141億5,335万円
	合計	16億2,231万円	1兆3,986億8,576万円
7	令和8年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	16億2,231万円 6,493億 631万円